

電子メールアドレスの登録が義務化へ ～改正会則(会員情報の届出)が本年4月1日から施行～

平成30年6月8日開催の第40回通常総会において、会員情報の届出に係る会則改正(案)(第11条の2の追加)が、同年11月29日開催の第179回理事会では「東京都社会保険労務士会会則情報の届出に関する細則(案)」が承認されて本年4月1日より施行されます。この会則改正及び細則の制定で、新たに第11条の2(会員情報の届出)が新設され、個人会員として東京会へ入会する方は入会に際し、会員情報に必要な事項として電子メールアドレス等を東京会へ届け、かつ、東京会HP会員専用ページ(以下「専用ページ」という。)に登録しなければならないものとされます。

他方、同細則附則の経過措置において、平成31年4月1日前に既に東京会に入会済の個人会員(以下「既存会員」という。)のうち、電子メールアドレス(以下「アドレス」という。)を所有しているものの専用ページに登録していない個人会員の方についても、施行日後速やかに専用ページに自らのアドレスを登録しなければならないものとされ、また、既存会員でアドレスを所有していない方^{*1}においても、施行日後速やかにアドレスを取得し、登録しなければならないものとされます。

このため、アドレスを登録されていない既存会員の方におかれましては、専用ページにおいて、速やかなご登録をお願い申し上げます。

なお、既存会員の方で施行前にアドレスのご登録を予定されている場合、4月1日の東京会HPのリニューアルに伴うデータ移行の関係上、3月25日から新しいHPへ切り替わる4月1日までは、現在のHPでのアドレスの変更・登録がデータ移行の対象外となりますので、予めご了承ください。対象会員の方にはご負担をおかけいたしますが、何卒ご理解賜りますよう、併せてお願い申し上げます。

東京都社会保険労務士会 会則改正(平成31年4月1日施行)

改正後	現行
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第10条 (略)</p> <p>(会員原簿記載事項)</p> <p>第11条 会員は、会員原簿の記載事項(個人会員にあっては登録事項、法人会員にあっては登載事項を除く。)について異動があったときは、異動届を本会に提出しなければならない。</p> <p>(会員情報の届出)</p> <p>第11条の2 個人会員として本会に入会する者は、本会への入会に際し、細則で定めるところにより、会員情報の必要な事項について本会に届け出なければならない。</p> <p>2. 個人会員は、前項の会員情報必要な事項について変更があった場合は、細則で定めるところにより、変更した内容を本会に届け出なければならない。</p> <p>第12条～第75条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>この会則は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>(注、新設(第11条の2))</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第10条 (略)</p> <p>(会員原簿記載事項)</p> <p>第11条 会員は、会員原簿の記載事項(個人会員にあっては登録事項、法人会員にあっては登載事項を除く。)について異動があったときは、異動届を本会に提出しなければならない。</p> <p>第12条～第75条 (略)</p>

¹ 4月1日(施行日)までに、アドレスを取得することが困難な場合、「電子メールアドレス取得猶予申立書」(別表2)を4月1日(施行日)以降、速やかにご提出ください。